

ふくおか県央環境広域施設組合条例第7号

ふくおか県央環境広域施設組合個人情報保護条例

(目的)

第1条 この条例は、ふくおか県央環境広域施設組合(以下「組合」という。)が保有する個人情報を保護することについて必要な事項を定めるとともに、本人の個人情報の開示、訂正等を求める権利を保障することにより、個人情報の収集、保管、利用及び提供の適正化を図り、もって住民等の基本的人権を擁護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの(法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であり、文書、図画、写真、フィルム、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他直接人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)その他一定の事項を記録したものをいう。
- (2) 実施機関 組合長、議会及び監査委員をいう。
- (3) 個人情報の保管等 個人情報の収集、保管、利用及び提供をいう。
- (4) 住民等 組合を組織する市町に住所を有する者及び組合を組織する市町に住所を有しないが、実施機関において個人情報の保管等がされている者をいう。
- (5) 事業者 組合を組織する市町に存する民間企業、公益団体、地域団体その他の実施機関(組合が全額出資している法人を含む。)以外の団体及び事業を営む個人であつて、個人情報の保管等をするものすべてをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、個人情報の保管等をするときは、個人情報に係る基本的人権の侵害を防止するための措置を講じるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に取り組まなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業の実施に当たり、個人情報の保管等をするときは、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報に係る基本的人権の侵害を防止するための措置を講じるとともに、個人情報の保護に関する組合の施策に協力しなければならない。

(住民等の責務)

第5条 住民等は、個人情報の保護の重要性を認識し、この条例により保障された権利を正当に行使するとともに、個人情報の保護に関する組合の施策に協力しなければならない。

(費用負担)

第6条 個人情報の開示等に係る手数料は、無料とする。ただし、個人情報の写しを交付する場合は、写しの作成及び送付に要する実費を徴収する。

(他の法令等との調整)

第7条 法令又は条例等に、個人情報(特定個人情報を除く。)の閲覧、縦覧、視聴、写し若しくは謄抄本の交付又は訂正、削除若しくは目的外利用若しくは外部提供の中止に関する規定がある場合は、その定めるところによるものとする。

(適用除外)

第8条 組合の施設において、住民等の利用に供することを目的として収集し、整理し、及び保存している図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報については、この条例は適用しない。

2 実施機関が、人事、給与、服務その他の実施機関の職員に関する事務のために取り扱う個人情報については、この条例は適用しない。

(準用)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、飯塚市個人情報保護条例(平成18年飯塚市条例第11号)の規定を準用する。

(審査請求)

第10条 前条の規定により、実施機関が保管等をしている個人情報の記録に係る開示、訂正、削除若しくは中止の請求に対して当該実施機関がした決定又

はこれに係る不作為に関し、請求者より審査請求が提起された場合にあっては、当該審査請求が明らかに不適法であるときを除き、速やかに組合長に対し、ふくおか県中央環境広域施設組合情報公開・個人情報保護審査会（ふくおか県中央環境広域施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成31年条例第8号）に規定する審査会をいう。）に諮問するよう求め、当該審査会の答申を尊重して裁決をしなければならない。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。